

# 東浦町地域防災計画（風水害等災害対策計画）案

## 新旧対照表

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修正案	改正理由								
	第1編 総則	第1編 総則									
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項									
3	<p>第1節 防災の基本理念</p> <p>(略)</p> <p>また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、<u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 防災の基本理念</p> <p>(略)</p> <p>また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、<u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u>、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	愛知県SDGs推進本部会議 (2019年7月16日開催) を踏まえた修正								
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
7	<table border="1"> <tr> <td>愛知県</td> <td>(16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流失)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保を行う。 (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (21) 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>愛知県警察</td> <td>(1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 (2) 実態把握と基礎資料の整備を行う。 (3) 災害警備に関する非常物資及び装備資機材の整備を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9) 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害に係る各種犯罪の取締りを行う。 (12) 危険物の取締りを行う。 (13) 他の機関の行う救助活動等に対する協力をを行う。 (14) 災害対策基本法第33条<u>(追記)</u>の規定による緊急通行車両の確認を行う。</td> </tr> </table>	愛知県	(16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流失)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保を行う。 (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (21) 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。	愛知県警察	(1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 (2) 実態把握と基礎資料の整備を行う。 (3) 災害警備に関する非常物資及び装備資機材の整備を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9) 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害に係る各種犯罪の取締りを行う。 (12) 危険物の取締りを行う。 (13) 他の機関の行う救助活動等に対する協力をを行う。 (14) 災害対策基本法第33条 <u>(追記)</u> の規定による緊急通行車両の確認を行う。	<table border="1"> <tr> <td>愛知県</td> <td>(16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流失)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保を行う。 (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (21) 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>愛知県警察</td> <td>(1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 (2) 実態把握と基礎資料の整備を行う。 (3) 災害警備に関する非常物資及び装備資機材の整備を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9) 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害に係る各種犯罪の取締りを行う。 (12) 危険物の取締りを行う。 (13) 他の機関の行う救助活動等に対する協力をを行う。 (14) 災害対策基本法第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。</td> </tr> </table>	愛知県	(16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流失)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保を行う。 (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (21) 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。	愛知県警察	(1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 (2) 実態把握と基礎資料の整備を行う。 (3) 災害警備に関する非常物資及び装備資機材の整備を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9) 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害に係る各種犯罪の取締りを行う。 (12) 危険物の取締りを行う。 (13) 他の機関の行う救助活動等に対する協力をを行う。 (14) 災害対策基本法第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。	災害対策基本法の改正に伴う修正
愛知県	(16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流失)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保を行う。 (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (21) 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。										
愛知県警察	(1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 (2) 実態把握と基礎資料の整備を行う。 (3) 災害警備に関する非常物資及び装備資機材の整備を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9) 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害に係る各種犯罪の取締りを行う。 (12) 危険物の取締りを行う。 (13) 他の機関の行う救助活動等に対する協力をを行う。 (14) 災害対策基本法第33条 <u>(追記)</u> の規定による緊急通行車両の確認を行う。										
愛知県	(16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流失)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保を行う。 (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (21) 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。										
愛知県警察	(1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。 (2) 実態把握と基礎資料の整備を行う。 (3) 災害警備に関する非常物資及び装備資機材の整備を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。 (9) 交通の規制等災害地における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害に係る各種犯罪の取締りを行う。 (12) 危険物の取締りを行う。 (13) 他の機関の行う救助活動等に対する協力をを行う。 (14) 災害対策基本法第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。										

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)	修正案	改正理由
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
11	<p>4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 <u>(追記)</u></p> <p>町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施に関する支援、<u>指導及び助言</u>に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 <u>ア 防災関係団体ネットワーク化</u></p> <p>町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施に関する<u>支援及び指導</u>に努めるものとする。</p> <p><u>イ 災害ボランティアセンター</u></p> <p><u>町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(町社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
12	<p>6 防災ボランティア団体等との連携</p> <p>県及び町は、行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やNPO・ボランティア関係団体との連携を<u>図り(追記)</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p>	<p>6 防災ボランティア団体等との連携</p> <p>県及び町は、行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。そのため、町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やNPO・ボランティア関係団体との連携を<u>図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築</u></p>	

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（令和6年2月修正）	修正案	改正理由
	(略)	<u>を図り</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (略)	
	<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	
	<b>第1節 土地利用の適正誘導</b>	<b>第1節 土地利用の適正誘導</b>	
19	土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（ <u>追記</u> ）を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
	<b>第6章 文化財保護対策</b>	<b>第6章 文化財保護対策</b>	
28	1 <u>教育委員会</u> は文化財の保護のため、次の対策を行う。 (略)	1 <u>町</u> は文化財の保護のため、次の対策を行う。 (略)	機構改革に伴う修正
	<b>第8章 都市の防災性の向上</b>	<b>第8章 都市の防災性の向上</b>	
	<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>	<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>	
30	知多都市計画区域マスタープラン <u>及び</u> 東浦町都市計画マスタープラン（ <u>追記</u> ）において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備（ <u>追記</u> ）を促進する。	知多都市計画区域マスタープラン、 <u>東浦町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
	<b>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
	<b>第3節 情報の収集・連絡体制の整備</b>	<b>第3節 情報の収集・連絡体制の整備</b>	
32	2 通信手段の確保 (1) 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策（ <u>追記</u> ）など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。  (略)	2 通信手段の確保 (1) 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。  (略)	防災基本計画に基づく修正

# 東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)	修正案	改正理由
36	<p><b>第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>町は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月策定令和4年1月改定)に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや簡易トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体(追記)との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>町は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月策定令和4年1月改定)に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや簡易トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
43	<p><b>第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p>基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、(追記) ボランティア(追記) 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p>基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
43	<p><b>第1節 避難所の指定・整備</b></p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者と協議を行い、要配慮者等が必要な生活支援が受けられるなど安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定にも努めるものとする。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p><b>第1節 避難所の指定・整備</b></p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p><u>(「3 福祉避難所の整備」に統合)</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>防災基本計画に基づく修正及び表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>(7) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>3 避難所として適切な施設 (略)</p> <p>4 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>3 福祉避難所の整備</p> <p>(1) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>(5) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>4 避難所として適切な施設 (略)</p> <p>5 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修正案	改正理由
45	<p><u>5</u> 避難所の破損等への備え (略)</p> <p><u>6</u> 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>(2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>6</u> 避難所の破損等への備え (略)</p> <p><u>7</u> 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>(2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p>	
48	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p>3 避難行動要支援者対策 (略)</p> <p>(10) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 個別避難計画の作成</p> <p>町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・同居家族等のほか、わたしの状態・緊急時連絡先・地域支援者・避難支援に関する事項・自宅から避難先までの経路・避難生活に係る支援及び介助方法等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p>3 避難行動要支援者対策 (略)</p> <p>(10) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 個別避難計画の作成</p> <p>町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・同居家族等のほか、わたしの状態・緊急時連絡先・地域支援者・避難支援に関する事項・自宅から避難先までの経路・避難生活に係る支援及び介助方法等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>エ 県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u></p> <p><u>県は、町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、名古屋地方気象台は、町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

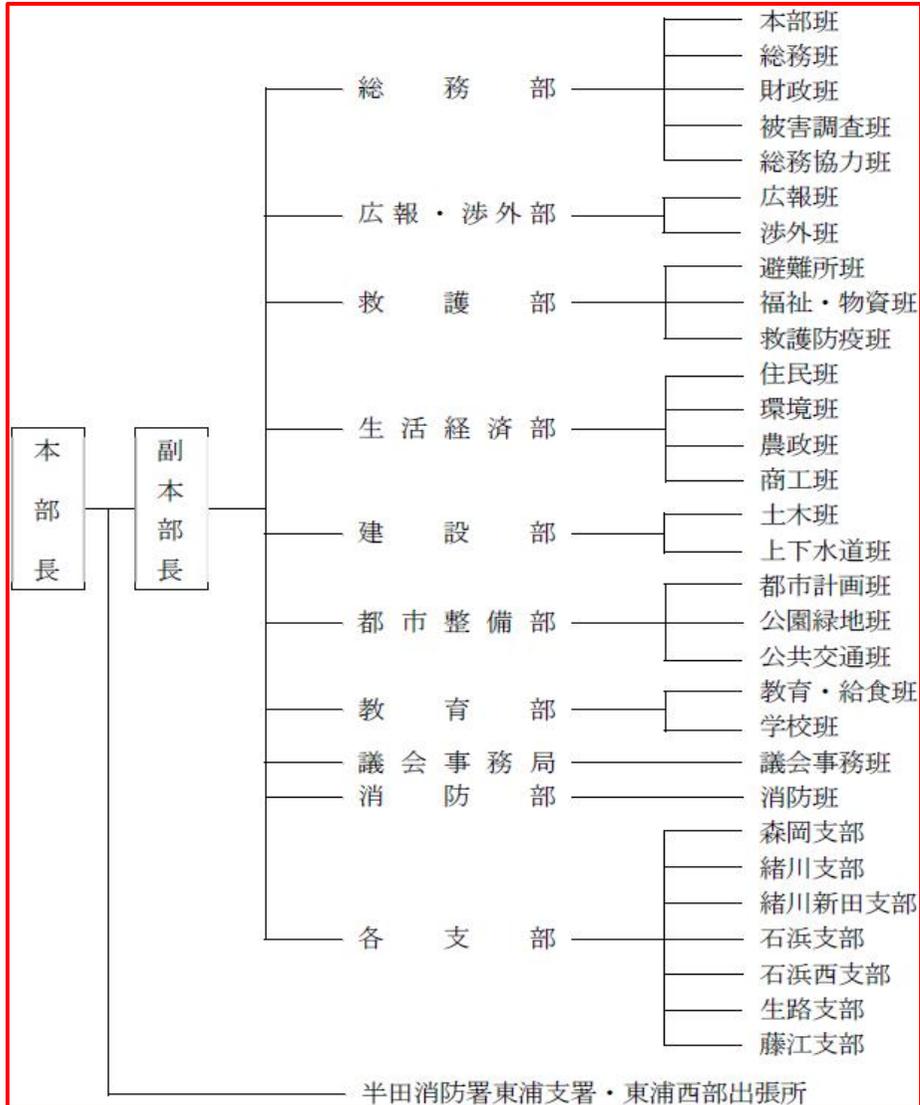
ページ	現行(令和6年2月修正)	修正案	改正理由
49	<p>4 外国人等に対する対策</p> <p><u>(追記)</u> 町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害時に多言語情報の提供 <u>(追記)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>4 外国人等に対する対策</p> <p><u>県、</u>町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u> 外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>(略)</p> <p><u>6 災害ケースマネジメント</u></p> <p><u>町は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに伴う修正</p> <p>防災基本計画に基づく修正</p>
	第14章 防災に関する調査研究の推進	第14章 防災に関する調査研究の推進	
59	<p>2 調査研究結果の活用</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地籍調査</p> <p>町は、防災<u>化</u>の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</p>	<p>2 調査研究結果の活用</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地籍調査</p> <p>町は、防災<u>事業</u>の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</p>	表記の整理
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営	

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

61

(略)  
(追記)

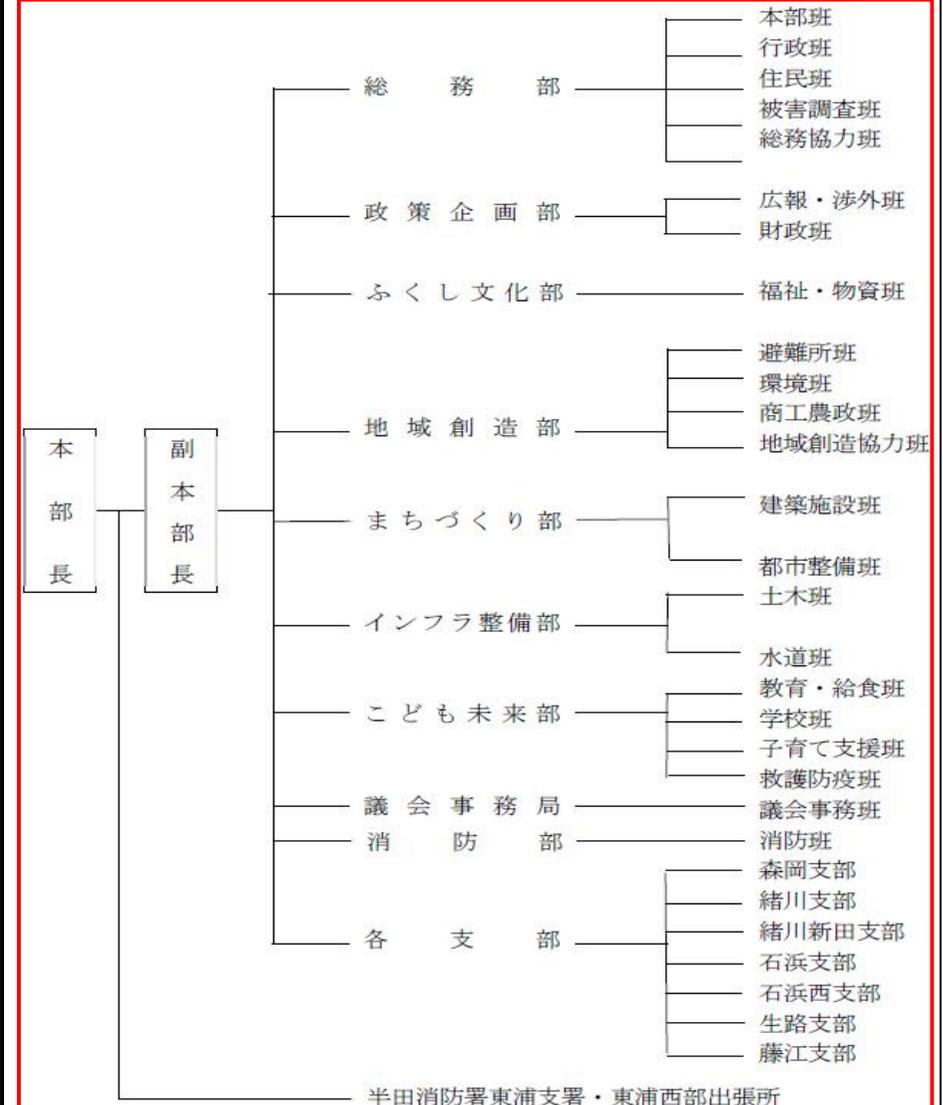
[災害対策本部組織表]



(略)

※[災害対策本部組織表]及び[災害対策本部の所掌事務]については、令和7年4月1日施行

[災害対策本部組織表]



機構改革に伴う修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)			修正案			改正理由							
62	[災害対策本部の所掌事務]			[災害対策本部の所掌事務]			機構改革に伴う修正							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 245 360 288">部名等</th> <th data-bbox="360 245 510 288">班名等</th> <th data-bbox="510 245 1099 288">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 288 360 719">                     本部                       本部長                      町長                      副本部長                      副町長                      教育長                 </td> <td data-bbox="360 288 510 719"></td> <td data-bbox="510 288 1099 719">                     1 災害対策全般の企画統制に関すること。                      2 非常配備に関すること。                      3 災害救助法の適用に関すること。                      4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。                      5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。                      6 住民に対する避難情報に関すること。                      7 町内の民有地、建物其他工作物の一時使用又は収用に関すること。                      8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。                      9 その他災害対策に関する重要な事項                 </td> </tr> </tbody> </table>	部名等	班名等	所掌事務	本部  本部長 町長 副本部長 副町長 教育長		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物其他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 719 510 1082">                     総務部                      部長                      総務部長                 </td> <td data-bbox="510 719 1099 1082">                     本部班                      (防災危機管理課)                      班長                      防災危機管理課長                 </td> <td data-bbox="1099 719 1458 1082">                     1 災害対策本部の庶務に関すること。                      2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。                      3 防災無線の運用に関すること。                      4 職員の非常招集に関すること。                      5 災害救助法に関すること。                      6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。                      7 その他、他班の所管に属さないこと。                 </td> </tr> </tbody> </table>	総務部 部長 総務部長	本部班 (防災危機管理課) 班長 防災危機管理課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 1082 1099 1430">                     総務班                      (総務課)                      班長                      総務課長                 </td> <td data-bbox="1099 1082 1458 1430">                     1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。                      2 災害の処置状況の記録に関すること。                      3 災害対策本部の記録に関すること。                      4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。                      5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。                      6 町有車輛の集中運行管理に関すること。                      7 他市町等からの支援者受入に関すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	総務班 (総務課) 班長 総務課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。
部名等	班名等	所掌事務												
本部  本部長 町長 副本部長 副町長 教育長		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物其他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項												
総務部 部長 総務部長	本部班 (防災危機管理課) 班長 防災危機管理課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。												
総務班 (総務課) 班長 総務課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 719 360 1082">                     総務部                      部長                      総務部長                 </td> <td data-bbox="360 719 1099 1082">                     本部班                      (防災課)                      班長                      防災課長                 </td> <td data-bbox="1099 719 1458 1082">                     1 災害対策本部の庶務に関すること。                      2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。                      3 防災無線の運用に関すること。                      4 職員の非常招集に関すること。                      5 災害救助法に関すること。                      6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。                      7 その他、他班の所管に属さないこと。                 </td> </tr> </tbody> </table>	総務部 部長 総務部長	本部班 (防災課) 班長 防災課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 1082 510 1430">                     行政班                      (行政課)                      班長                      行政課長                 </td> <td data-bbox="510 1082 1099 1430">                     1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。                      2 災害の処置状況の記録に関すること。                      3 災害対策本部の記録に関すること。                      4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。                      5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。                      6 町有車輛の集中運行管理に関すること。                      7 他市町等からの支援者受入に関すること。                      8 町有財産の被害調査に関すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	行政班 (行政課) 班長 行政課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。								
総務部 部長 総務部長	本部班 (防災課) 班長 防災課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報(地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。)の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。												
行政班 (行政課) 班長 行政課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。													

# 東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)			修正案			改正理由
	財政班 (財政課) 班長 財政課長		1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関する事 2 義援金品及び見舞金品等の收受及び出納に関する事 3 町有財産の被害調査に関する事 4 他(部)班の応援協力に関する事	住民班(住民課) 班長 住民課長		1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関する事 2 埋火葬に関する事 3 他(部)班の応援協力に関する事	
	被害調査班 (税務課) 班長 税務課長		1 罹災証明に関する事 2 被害調査に関する事 3 罹災者の税の減免等に関する事 4 他(部)班の応援協力に関する事	被害調査班 (税務課) 班長 税務課長		1 罹災証明に関する事 2 被害調査に関する事 3 罹災者の税の減免等に関する事 4 他(部)班の応援協力に関する事	
	総務協力班 (会計課、 監査委員事務局)		1 他(部)班の応援協力に関する事	総務協力班 (会計課、 監査委員事務局)		1 他(部)班の応援協力に関する事	
広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 (企画政策課、住民自治課、DX推進課) 班長 住民自治課長		1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関する事 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関する事 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関する事 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関する事 5 他(部)班の応援協力に関する事	政策企画部 部長 政策企画部長	広報・渉外班 (政策課、DX課、人事課) 班長 政策課長	1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関する事 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関する事 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関する事 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関する事 5 災害視察者及び外来見舞客の対応に関する事 6 罹災死亡者に対する弔慰に関する事 7 本部長及び副本部長の秘書に関する事 8 職員の公務災害に関する事 9 他(部)班の応援協力に関する事	
	渉外班(秘書人事課) 班長 秘書人事課長		1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関する事 2 職員の公務災害に関する事 3 罹災死亡者に対する弔慰に関する事 4 本部長及び副本部長の秘書に関する事	財政班 (財政経営課) 班長 財政経営課長		1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関する事 2 義援金品及び見舞金品等の收受及び出納に関する事 3 他(部)班の応援協力に関する事	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)			修正案			改正理由
	<p>救護部 部長 健康福祉部長</p>	<p>避難所班 (住民自治課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、保育園、学校班) 班長 生涯学習課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>外国人支援に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>罹災者の安否情報、確認に関すること。</li> <li>炊き出し米等の確保に関すること。</li> <li>他(部)班の応援協力に関すること。</li> </ol>	<p>ふくし文化部 部長 ふくし文化部長</p>	<p>福祉・物資班 (ふくし課、障がい福祉課、保険医療課) 班長 ふくし課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>救助物資の配給に関すること。</li> <li>福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>要配慮者の支援に関すること。</li> <li>在宅老人等に関すること。</li> <li>義援金品及び見舞金品の配分に関すること。</li> <li>仮設住宅の入居者の選定等に関すること。</li> <li>日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> </ol>	
		<p>福祉・物資班 (ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課) 班長 ふくし課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>救助物資の配給に関すること。</li> <li>罹災者の救護に関すること。</li> <li>福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>要配慮者の支援に関すること。</li> <li>在宅老人等に関すること。</li> <li>義援金品及び見舞金品の配分に関すること。</li> <li>仮設住宅の入居者の選定等に関すること。</li> <li>日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> </ol>	<p>地域創造部 部長 地域創造部長</p>	<p>避難所班 (住民自治課、学び支援課、保育園、教育課、学校班) 班長 住民自治課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>外国人支援に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>罹災者の安否情報、確認に関すること。</li> <li>炊き出し米等の確保に関すること。</li> <li>他(部)班の応援協力に関すること。</li> </ol>	
		<p>救護防疫班 (健康課) 班長 健康課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>病気予防のための衛生対策に関すること。</li> <li>医療、助産に関すること。</li> <li>医薬品及び衛生資材の配分に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> </ol>	<p>環境班(環境課) 班長 環境課長</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>ごみ等(災害廃棄物、し尿を含む。)の処理に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>救護防疫班の応援協力に関すること。</li> </ol>	
	<p>生活経済部 部長 生活経済部長</p>	<p>住民班(住民課) 班長 住民課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関すること。</li> <li>埋火葬に関すること。</li> <li>他(部)班の応援協力に関すること。</li> </ol>				

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)		修正案		改正理由	
	環境班(環境課) 班長 環境課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>ごみ等(災害廃棄物、し尿を含む。)の処理に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>救護防疫班の応援協力に関すること。</li> </ol>	商工農政班(商工農政課) 班長 商工農政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>農林畜産物の被害調査及び災害復旧に関すること。</li> <li>家畜の防疫に関すること。</li> <li>農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>救助物資の調達に関すること。</li> <li>商工業関係事業所の被害調査に関すること。</li> <li>商工会等関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>他(部)班の応援協力に関すること。</li> </ol>		
	農政班(農業振興課) 班長 農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>農林畜産物の被害調査及び災害復旧に関すること。</li> <li>家畜の防疫に関すること。</li> <li>農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。</li> <li>他(部)班の応援協力に関すること。</li> </ol>	地域創造協力班(観光交流課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>他(部)班の応援協力に関すること。</li> </ol>		
	商工班(商工振興課) 班長 商工振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>救助物資の調達に関すること。</li> <li>商工業関係事業所の被害調査に関すること。</li> <li>商工会等関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>他(部)班の応援協力に関すること。</li> </ol>	まちづくり部 部長 まちづくり部長	建築施設班(建築施設課、都市デザイン課) 班長 建築施設課長		<ol style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。</li> <li>被災住宅の応急修理に関すること。</li> <li>町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> </ol>
建設部 部長 建設部長	土木班(道路河川課、土木維持管理課) 班長 土木維持管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>水防に関すること。</li> <li>樋門操作に関すること。</li> <li>道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。</li> <li>緊急輸送道路の確保に関すること。</li> <li>緊急の交通安全対策に関すること。</li> </ol>	都市整備班(都市整備課) 都市整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。</li> <li>公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。</li> <li>他(部)班の応援協力に関すること。</li> </ol>		

# 東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)		修正案		改正理由		
		上下水道班 (上下水道課) 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関する事。 2 水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 3 ポンプ場運転等の操作に関する事。	インフラ整備部 部長 インフラ整備部長	土木班(建設企画課、土木管理課) 班長 土木管理課長	1 水防に関する事。 2 樋門操作に関する事。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関する事。 5 緊急輸送道路の確保に関する事。 6 緊急の交通安全対策に関する事。 7 排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 8 排水機の運転、ため池の水位調整に関する事。	
	都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 (都市計画課) 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関する事。 3 被災住宅の応急修理に関する事。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。		水道班(水循環管理課、水道サービス課) 班長 水循環管理課長	1 飲料水の供給に関する事。 2 水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 3 ポンプ場運転等の操作に関する事。	
		公園緑地班 (公園緑地課) 班長 公園緑地課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。				
		公共交通班 (まちづくり課) 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査・運行調整等に関する事。 2 他(部)班の応援協力に関する事。	こども未来部 部長 こども未来部長	教育・給食班(教育課) 班長 教育課長	1 学校との連絡調整に関する事。 2 学校施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 3 罹災児童、生徒に対する学用品等の調達、給与に関する事。 4 罹災児童、生徒の育英、奨学に関する事。 5 応急給食に関する事。 6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 7 他(部)班の応援協力に関する事。	
				学校班(各小中学校)	1 各学校の被害調査及び報告に関する事。 2 避難所班の応援協力に関する事。		

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)			修正案			改正理由
	教育部 部長 教育部長	教育・給食 班(学校教育課) 班長 学校教育課長	1 学校との連絡調整に関する事 2 学校施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事 3 罹災児童、生徒に対する学用品等の調達、給与に関する事 4 罹災児童、生徒の育英、奨学に関する事 5 応急給食に関する事 6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事 7 他(部)班の応援協力に関する事	子育て支援 班 (子育て支援課) 班長 子育て支援課長	1 保育園との連絡調整に関する事 2 保育施設の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に関する事 3 他(部)班の応援協力に関する事		
		学校班(各小中学校)	1 各学校の被害調査及び報告に関する事 2 避難所班の応援協力に関する事	救護防疫班 (健康課) 班長 健康課長	1 罹災者の救護に関する事 2 病気予防のための衛生対策に関する事 3 医療、助産に関する事 4 医薬品及び衛生資材の配分に関する事 5 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事		
	議会事務局 議会事務局長	議会事務班 (議会事務局)	1 議会災害対策会議に関する事	議会事務局 議会事務局長	議会事務班 (議会事務局)	1 議会災害対策会議に関する事	
	<b>第2章 避難行動</b>			<b>第2章 避難行動</b>			
	<b>第1節 気象警報等の発表、伝達</b>			<b>第1節 気象警報等の発表、伝達</b>			
77	3 気象予報警報等 (1) 気象、水象に関する特別警報・警報等 (略)			3 気象予報警報等 (1) 気象、水象に関する特別警報・警報等 (略)			表記の整理及び根拠法令の追記

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>(伝達経路)</p> <p>気象庁本庁又は名古屋地方気象台</p> <p>第四管区海上保安本部</p> <p>名古屋海上保安部</p> <p>海上保安署</p> <p>中部空港海上保安航空基地</p> <p>船舶等</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>関係警察署</p> <p>愛知県 (県防災行政無線)</p> <p>消防庁</p> <p>町</p> <p>住民等</p> <p>西日本電信電話(株)</p> <p>日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送)</p> <p>報道機関 (放送等)</p> <p>携帯電話事業者 (緊急速報メール)</p> <p>国土交通省機関</p> <p>関係航空機</p> <p>※注意</p> <p>1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。</p> <p>2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>3 西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>(伝達経路)</p> <p>気象庁本庁又は名古屋地方気象台</p> <p>第四管区海上保安本部</p> <p>名古屋海上保安部</p> <p>海上保安署</p> <p>中部空港海上保安航空基地</p> <p>船舶等</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>関係警察署</p> <p>愛知県 (県防災行政無線)</p> <p>消防庁</p> <p>町</p> <p>住民等</p> <p>西日本電信電話(株)</p> <p>日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送)</p> <p>報道機関 (放送等)</p> <p>国土交通省機関</p> <p>関係航空機</p> <p>※注意</p> <p>1 気象庁から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>2 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>3 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	
第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第3節 広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第3節 広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第3節 広報	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)	修正案	改正理由
100	<p>2 各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を目的に、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の広報のため、(1)の手段を有効に組み合わせて、(2)の事項について住民への災害広報を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>[災害発生直後の広報]</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>医療</u>・救護所の開設情報</p> <p>(略)</p>	<p>2 各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を目的に、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の広報のため、(1)の手段を有効に組み合わせて、(2)の事項について住民への災害広報を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>[災害発生直後の広報]</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>(削除)</u> 救護所の開設情報</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理 (「救護所」に統一)</p>
	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p> <p><b>第4節 ボランティアの受入</b></p>	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p> <p><b>第4節 ボランティアの受入</b></p>	
107	<p>3 NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場において</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画に基づく修正</p>
	<p><b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p><b>第1節 道路交通規制等</b></p>	<p><b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p><b>第1節 道路交通規制等</b></p>	
119	<p>1 交通規制</p> <p>(略)</p> <p>(8) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>(追記)</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p>	<p>1 交通規制</p> <p>(略)</p> <p>(8) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>第1項</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認<u>届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆附属資料 70 「緊急通行車両等確認<u>申請書</u>」</li> <li>◆附属資料 71 「緊急通行等事前届出書・届出<u>済書</u>」</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両(<u>削除</u>)確認<u>申出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆附属資料 70 「緊急通行車両確認<u>申出書</u>」</li> <li>◆附属資料 71 「緊急通行等事前届出書・届出<u>済証</u>」</li> </ul> <p>(略)</p>	
	<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	
	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	
129	<p>5 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>5 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>(第2編第11章に移動)</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
	<p><b>第15章 住宅対策</b></p>	<p><b>第15章 住宅対策</b></p>	
	<p><b>第6節 住宅の応急修理</b></p>	<p><b>第6節 住宅の応急修理</b></p>	
161	<p>被災住宅の修理は、<u>居住のための必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。</u></p> <p><u>なお、町は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>被災住宅の修理は、「<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>」及び「<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>」をするものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 県における措置</p> <p><u>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p>	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の一部

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>1 応急修理を受ける者の範囲</p> <p>(1) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>2 修理の範囲</p> <p>居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p>3 修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。</p> <p>◆附属資料88「災害救助法施行細則(愛知県)」</p> <p>4 修理の期間</p> <p>災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。</p>	<p><u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u></p> <p><u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></p> <p><u>イ 修理の範囲</u></p> <p><u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u></p> <p><u>ウ 修理の費用</u></p> <p><u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p><u>◆附属資料88「災害救助法施行細則(愛知県)」</u></p> <p><u>エ 修理の期間</u></p> <p><u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p> <p><u>オ 修理の方法</u></p> <p><u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u></p> <p><u>(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p><u>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p><u>イ 修理の範囲</u></p> <p><u>居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</u></p> <p><u>ウ 修理の費用</u></p> <p><u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。</u></p> <p><u>◆附属資料88「災害救助法施行細則(愛知県)」</u></p> <p><u>エ 修理の期間</u></p> <p><u>災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。</u></p>	<p>改正のため。 令和5年4月 1日から適用</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和6年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>る。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>5 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p> <p>6 協力要請 町は、被災住宅の応急修理にあたっては、災害時における応援出動に関する協定締結業者等に協力を要請する。</p> <p>7 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 また、災害救助法の適用基準については本編第5章第1節「救出・救助活動」による。 ◆附属資料88「災害救助法施行細則(愛知県)」</p> <p>8 災害救助法の適用がない場合 災害救助法の適用がない場合は、町長が除去の必要を認めたものを対象として、障害物を除去する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p> <p><u>カ</u> 協力要請 被災住宅の応急修理にあたっては、災害時における応援出動に関する協定締結業者等に協力を要請する。</p> <p><u>キ</u> 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 また、災害救助法の適用基準については本編第5章第1節「救出・救助活動」による。 ◆附属資料88「災害救助法施行細則(愛知県)」</p> <p><u>ク</u> 災害救助法の適用がない場合 災害救助法の適用がない場合は、町長が除去の必要を認めたものを対象として、障害物を除去する。</p> <p><u>2 町の措置</u> <u>町は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 住家の被害状況</u> <u>(2) 被災地における住民の動向</u> <u>(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等</u> <u>(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p>	
第4編	災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
第4章	被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修正案	改正理由
176	<b>第1節 罹災証明書の交付等</b>	<b>第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u></b>	表記の整理
176	<p><b>1 罹災証明書の交付</b></p> <p>町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(追記後の第2節に記載)</u></p>	地震・津波編との整合及び防災基本計画に基づく修正
176	<p><b>2 被災者台帳の作成</b></p> <p>町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<b>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</b>	
176	<u>(追記)</u>	<b>1 被災者台帳の作成</b>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
176	<u>(追記)</u>	<p>町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><b>2 災害ケースマネジメントの実施</b></p> <p>町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</p> <p>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</p>	
176	<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>	<b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</b>	表記の整理
178	<b>第3節 住宅等対策</b>	<b>第4節 住宅等対策</b>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和6年2月修正)	修正案	改正理由
178	第4節 労働者対策	第5節 労働者対策	